

**■ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）****第3条（原子力発電施設等立地地域の指定）**

**内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、原子力立地会議の審議を経て、一又は二以上の原子力発電施設等（設置されることが確実であるものを含む。）の周辺の地域であって、次の各号に掲げる要件に該当するものを原子力発電施設等立地地域として指定することができる。**

- 1 市町村の区域が隣接すること等により自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められること。**
- 2 政令で定めるところにより計算された当該原子力発電施設等の発生電力量（原子力発電施設以外の施設にあっては、政令で定めるところにより発生電力量として算定されたものをいう。）の合計が、政令で定める規模以上であること。
- 3 大都市及びその周辺の地域のうち政令で定めるもの又はそれ以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。

**■ 原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の策定について（平成13年内閣府事務次官通達）**

2. 法第3条第1項に規定する原子力発電施設等立地地域については、原則として、以下の基本方針の下に指定されることが必要である。

**(1) 地域指定については、本法の原子力地域防災の趣旨にかんがみ、立地市町村のほか、隣接市町村（陸域・海域）及びその他原子力安全委員会の定めるEPZ（「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」、昭和55年6月決定、平成12年5月一部改訂）をその行政区域内に有する基礎的自治体は、その対象とすることとする。**

上記以外の地域を原子力発電施設等立地地域として指定する場合には、法第3条第1項第1号に規定する自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要な地域として、以下の一体性の諸条件を総合的に参酌することができる。